

# 地方公営企業法適用化実務セミナー

平成31年1月25日総務大臣通知により、人口3万人未満市町村についても地方公営企業法適用化のロードマップが示され、下水道・簡易水道事業については平成35年度まで公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行するように示されました。今回のセミナーでは、公営企業法適用化のための全体像から、移行まで数年を要する流れのポイントと、法適用後の会計及び経営戦略策定について実務の観点からご説明します。公営企業法適用について準備・検討段階の場合は、是非この機会にご参加賜りますよう、ご案内申し上げます。

## ● セミナー内容

### 第一部 地方公営企業法適用化の概要と実務ポイント

- ◆総務大臣通知の概要 ◆地方公営企業法適用化の意義・効果 ◆法適用化の全体像
- ◆移行スケジュール ◆開始貸借対照表作成時の注意点 ◆打切決算
- ◆固定資産の調査方法と必要書類の収集 ◆新予算の編成 ◆条例規程等の整備

講師：公会計チームマネージャー 佐藤 司 税理士法人あさひ会計

#### 【講師紹介】

税理士法人あさひ会計にて平成26年に公会計チームを立ち上げてから、30団体以上の固定資産台帳整備、財務書類作成、公共施設等総合管理計画、公営企業法適用化等の支援を実施。地方公会計研究センター公営企業委員会メンバーとして総務省公営企業課との情報交換を行っている。

### 第二部 地方公営企業法適用後の実務と経営戦略の策定

～大変なのは法適用後の会計実務～

- ◆企業会計に基づく決算書の作成は法適用後も継続
- ◆水道事業の何倍も手間がかかる下水道事業の決算実務
- ◆会計システムでは作成が難しいキャッシュフロー計算書

～本当に必要な経営戦略とは～

- ◆固定資産台帳の整備は法適用化だけでなく経営戦略の策定にも有効
- ◆将来キャッシュフロー計算書による長期財政シミュレーションとは…
- ◆いつ、どの程度の値上げが必要なのかを具体的に測るには

講師：公認会計士・税理士 五島 賢 税理士法人あさひ会計

#### 【講師紹介】

平成13年有限責任監査法人トーマツに入社、福岡事務所パブリックセクター部門に所属。公認会計士登録後(平成17年)は地方自治体・医療機関・国公立大学・公益法人に対する会計監査及びコンサルティング業務に従事。平成30年に税理士法人あさひ会計に移籍後は、公会計部に所属し、地方公営企業向けのコンサルティング業務を中心に活動している。これまで関わった地方自治体関係の業務は以下の通り。

- ・外郭団体等の会計アドバイザー業務(公益法人、地方独立行政法人、社会福祉法人等)
- ・公立病院の地方独立行政法人化支援業務
- ・監査事務局の財政援助団体監査支援業務
- ・包括外部監査(福岡県、長崎県、宮崎県、福岡市、長崎市、鹿児島市)
- ・新地方公営企業会計制度導入支援業務(病院、水道、下水道)
- ・地方公営企業法適用化支援業務(水道、下水道)
- ・地方公営企業経営戦略作成支援業務、料金改定検討支援業務(水道、下水道)
- ・監査委員及び監査事務局向け研修講師

参加  
無料

20名様限定

● 日時

2019年4月19日(金) 13:30~16:30

(受付開始 13:10~)

● 会場

郡山市総合福祉センター 3階 視聴覚室

(郡山市朝日一丁目 29番9号 郡山市福祉センター TEL : 024-924-2950)

※会場にお越しの際はできる限り車の乗り合わせいただき、郡山市役所駐車場のご利用をお願い申し上げます。

【地方公会計研究センター 公営企業委員会】

地方公会計研究センターは全国で1,000団体を超える自治体の公会計実務をサポートしており、その中で公営企業会計に関する支援を行う専門委員会が公営企業委員会です。毎月の定例研究会において事例研究や総務省公営企業課との定期的な情報交換を通して最新の情報をもって支援に取り組んでいます。

● お申込み

必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。  
折り返し受講票を送付いたします。

**FAX:023-631-6520**

貴自治体名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
ご参加者氏名	部署/お役職	E-mail	

個人情報の取り扱いについて

1. 税理士法人あさひ会計は、お客様の個人情報をお取り扱いさせて頂く上で、個人情報保護に関する法令・規範及び弊法人の個人情報保護方針に従い適切に収集・利用・管理いたします。
2. 上記、申込においてご記入いただきましたお客様の個人情報は、本セミナー及び今後のセミナー開催に関するご連絡・ご案内、ならびに弊法人各種サービスのご案内に利用させていただきます。
3. また、ご提供頂いた個人情報は総合的サービスを提供するために、協賛各社に提供し、上記記載の利用目的の範囲に限り、弊法人管理責任のもと共同利用することがあります。